

鳥取労働局発表
平成28年2月29日(月)

担 当	鳥取労働局
	労働基準部監督課
	課長 津田 恵史
	監察監督官 久保田 剛
	労働時間設定改善指導官 長田 光彦
	電話 0857-29-1703

長時間労働等が疑われる事業場に対する重点監督を実施しました

～ 時間外・休日労働の削減に向けた指導を実施～

鳥取労働局（局長 かわの すみとも 河野 純伴）は、県内の労働基準監督署が昨年11月に実施した「過重労働解消キャンペーン」における長時間労働や賃金不払残業が疑われる事業場に対する重点監督指導の結果を取りまとめました。

これらの事業場に対しては、是正・改善状況の確認を行い、是正が認められない場合は送検も視野に入れて対応します。

鳥取労働局及び労働基準監督署では、1か月当たりの時間外労働時間が100時間以上と考えられる事業場など、長時間労働が疑われる事業場の全数について監督指導を行うなど、引き続き、長時間労働の削減に向けた積極的な対応を行っていきます。

【重点監督の結果のポイント】

- 1 重点監督の実施事業場： **35 事業場**
このうち、21 事業場（全体の 60.0%）で労働基準関係法令違反あり
- 2 主な健康障害防止に係る指導の状況 [1のうち、健康障害防止のため指導票を交付した事業場]
 - (1) 長時間労働を行わせた労働者に対する過重労働による健康障害防止措置が不十分なため改善を指導したもの： **18 事業場（51.4%）**
うち、時間外労働を月 80 時間²以内に削減するよう指導したもの： **6 事業場（33.3%）**
 - (2) 労働時間の把握方法が不適正なため指導したもの： **5 事業場（14.3%）**
- 3 主な違反内容 [1のうち、法令違反があり、是正勧告書を交付した事業場]
 - (1) 違法な時間外労働があったもの： **7 事業場（20.0%）**
うち、時間外労働¹の実績が最も長いもの： 1か月当たり 93 時間
 - (2) 過重労働による健康障害防止措置が未実施のもの **5 事業場（14.3%）**

1 法定労働時間を超える労働のほか、法定休日における労働も含む。

2 脳・心臓疾患の発症前1か月間におおむね 100 時間または発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね 80 時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いとの医学的知見があるため。

[参考] 平成 26 年 11 月に実施した重点監督では、監督指導を実施した 36 事業場のうち、28 事業場（全体の 77.8%）で労働基準関係法令違反が認められた。

事例1 (電気機械製造業)

最も長い労働者で月93時間の違法な時間外労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

労働者自ら労働時間を記入することにより把握された時間外労働の実績を確認したところ、最も長い労働者で、36協定の上限である月80時間を超える93時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
長時間労働の抑制について指導
過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

事例2 (新聞販売業)

最も長い労働者で月80時間を超える違法な時間外労働を行わせていたほか、休憩時間がない実態も認められたもの

監督指導において把握した事実と監督署の指導

1 勤怠管理システムに労働者が労働時間を自己申告する方法により把握された時間外労働の実績を確認したところ、36協定の上限である月80時間を超える時間外労働が行われていた。

監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
長時間労働の抑制について指導
過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

2 1日の労働時間が8時間を超える場合に、少なくとも1時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならないが、休憩時間を一切与えていない労働者が認められた。

監督署の対応

労働基準法第34条（休憩時間）違反を是正勧告
即時に是正するよう指導

事例 3
(紙加工品製造業)

最も長い労働者で月55時間を超える違法な時間外労働を行わせており、かつ、割増賃金の算定の基礎に含めるべき手当が含まれていなかったもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

- 1 労働基準監督官がタイムカード等の労働関係書類を調査したところ、36協定を締結せずに、最も長い者で月55時間を超える時間外労働が行われていた。

監督署の対応

労働基準法第32条（労働時間）違反を是正勧告
長時間労働の抑制について指導
過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導

- 2 会社は、時間外労働に対する割増賃金の算定の基礎に含めるべき手当の一部を含めずに割増賃金を算定していたため、支払うべき割増賃金額が不足していた。

監督署の対応

労働基準法第37条（割増賃金）違反を是正勧告
不払いとなっている割増賃金の支払いを指導

事例 4
(食料品製造業)

36協定の範囲内ではあるが、最も長い労働者で月117時間を超える時間外労働を行わせていたもの

監督指導において把握した事実 と 監督署の指導

労働基準監督官がタイムカード等の労働関係書類を調査したところ、36協定の範囲内ではあるが、最も長い労働者で月117時間の時間外労働が行われていた。

監督署の対応

長時間労働の抑制について指導
過重労働による健康障害防止について専用指導文書により指導